

菊陽中部小学校PTA

2023年度年次総会



日時：2023年4月21日(金)

紙面総会

<年次総会 次第>

議案提案・討議・議案採決

第一号議案 2022年度事業報告について

第二号議案 2022年度会計決算報告について

・運営費会計決算

・給食費会計決算

・会計監査報告

第三号議案 2023年度事業計画について

第四号議案 2023年度運営会計予算について

第五号議案 2023年度監査役員選出について

第六号議案 P T A会則 一部改訂について

新年度役員紹介

令和4年度PTA執行部活動報告

		校内活動	郊外活動	
4月	7日	会計監査	18日	菊陽町青少年育成協議会あいさつ運動
	10日	役員会	19日	菊陽町青少年育成協議会あいさつ運動
	22日	一人一役決め	25日	菊陽町学校保育園給食委員会総会
	26日	運動会打合せ		
5月	12日	第1回総務運営委員会	12日	熊本県リーダー研修会
	24日	役員会	13日	第1回菊陽町PTA連絡協議会
	27日	運動会準備	27日	菊陽町青少年育成協議会総会
	28日	運動会当日		
6月			4日	熊本県PTA連合会定期総会(嘉島町)
	9日	第1回学校運営委員会	15日	熊本県PTA共済説明会(市民会館)
	12日	役員会	17日	第2回菊陽町PTA連絡協議会
	23日	第2回総務運営委員会	17日	菊陽町PTA教育懇談会
			20日	学校訪問生涯学習推進部会
7月			2日	菊陽町青少年のつどい(図書館ホール)
			15日	第3回菊陽町PTA連絡協議会
			19日	菊陽町学校等保健委員会総会(防災センター)
8月	3日	令和4年度通学路等合同点検		
	19日	菊陽町中部小学校地域ふれあい交流活動実行委員会	29日	菊陽町青少年育成協議会あいさつ運動
9月	22日	役員会	2日	菊陽町区長意見交換会
			2日	第4回菊陽町PTA連絡協議会
			3日	菊池郡PTA研修会(武蔵ヶ丘中学校)
10月	6日	第3回総務運営委員会	14日	第5回菊陽町PTA連絡協議会
	26日	役員会		
	28日	菊陽町菊陽中部小学校地域ふれあい交流活動実行委員会		
	29日	校内美化作業		
11月	26日	菊陽町菊陽中部小学校地域ふれあい交流活動	12日	熊本県PTAやまが大会
12月	5-9日	次年度執行部選出	2日	第6回菊陽町PTA連絡協議会
	17日	門松製作	17日	九州PTA沖縄大会
			18日	九州PTA沖縄大会
			20日	親の学び講座(中央公民館)
1月	19日	第4回総務運営委員会	10日	菊陽町青少年育成協議会あいさつ運動
			28日	菊陽町青少年育成協議会全体会
2月	7日	新一年生保護者説明会	3日	第7回菊陽町PTA連絡協議会
	22日	第2回学校運営委員会	11日	熊本県PTAリーダー研修会
	28日	授業参観駐車場整理	25日	菊陽町人権フェスタ(図書館ホール)
	28日	150周年実行委員会		
3月	9日	第5回総務運営委員会	17日	第8回菊陽町PTA連絡協議会
	15日	150周年実行委員会		
	20日	新執行役員会		

2023年度各委員会事業報告

委員会 委員長名	学級委員会	広報委員会	環境委員会	人権委員会	体育委員会	イベント委員会	地区委員会	選考委員会	お宅宅急便
委員長名	西本絵里菜	高田鮎美	雷松智子	吉本秀行	長津賢志	松崎志穂	稲田好美	齋輪智子	藤本友子
4月			20日/教頭先生と打合せ				あいさつ運動 6日/第2回地区委員会		13日/ボランティア募集プリント配布 25日/お世話係打合せ
5月		22日/第1回広報委員会 28日/運動会撮影	16日/第1回環境委員会の作成・配布 20日/第1回環境委員会 28日/運動会清掃活動		26日/事前打ち合わせ 19-20日/施設明会 24日/運動会準備、打合せ 27日/前日準備 28日/運動会		あいさつ運動		16日/活動前説明会
6月		10日/編集分担打合せ 11日/統一テーマ募集 19日/統一テーマ決定				14日/イベント委員打合せ 16日/第1回イベント委員会	あいさつ運動		7日/朝の読み聞かせ 14日/朝の読み聞かせ・見学会 21日/朝の読み聞かせ 28日/朝の読み聞かせ
7月		5日/子供たちのコメント募集				2日/【青少年のつとめ】講演会	あいさつ運動 8日/第3回地区委員会		12日/朝の読み聞かせ
8月		29日/津田校正					あいさつ運動		
9月		11日/津田印刷製本 19日/広報委員アンケート調査					あいさつ運動		13日/朝の読み聞かせ 20日/朝の読み聞かせ
10月		29日/第1回学級委員会		29日/清掃活動文書印刷			あいさつ運動		4日/朝の読み聞かせ 18日/朝の読み聞かせ 25日/朝の読み聞かせ
11月		29日/秋の清掃活動		17日/清掃活動出欠確認 29日/秋の清掃活動		29日/秋の清掃活動	あいさつ運動	28日/第1回選考委員会 1日/立候補・推薦用紙配布 14日/選出案内・委任状配布	1日/朝の読み聞かせ 8日/朝の読み聞かせ 15日/朝の読み聞かせ 22日/朝の読み聞かせ
12月		15日/第2回学級委員会(6年生のみ)					あいさつ運動 5-8日/次年度執行部選出	5-8日/次年度執行部選出 9日/執行部役職決め 13日/承認文書配布 20日/決定文書配布	6日/朝の読み聞かせ 6日/卒業記念品しおり作成
1月		18日/6年生学級委員会 23日/6年生保護者へ卒業式問題プリント配布 26日/第3回学級委員会(6年生のみ)					あいさつ運動		
2月		1日/卒業式準備					あいさつ運動 9日/第4回地区委員会	2日/次年度地区委員長決め	7日/朝の読み聞かせ 14日/朝の読み聞かせ 21日/朝の読み聞かせ・見学会
3月		16日/卒業式準備 22日/卒業式準備 23日/卒業生イベント					あいさつ運動 2日/第5回地区委員会 24日/新年度第1回地区委員会	2日/地区委員会	7日/朝の読み聞かせ 14日/朝の読み聞かせ 14日/定例会

第二号議案 2022年度運営費会計決算

2022年4月1日～2023年3月31日

<収入の部>

科目	2022年度予算(A)	2022年度実績(B)	比較(B-A)	備考
繰越金	1,617,698	1,617,698	0	2021年度繰越金
会費	2,202,000	1,975,000	-227,000	会員数×250円×12ヶ月+α(*1)
助成金	30,000	0	-30,000	町助成金
雑収入	20,000	55,012	35,012	補助金、預金利息等(教育学級補助金含む/年度末に返金)
合計	3,869,698	3,647,710	-221,988	

*1 +αは転出入による変動分

<支出の部>

科目	2022年度予算(A)	2022年度実績(B)	比較(A-B)	備考	
会議費	35,000	25,018	9,982	会議費(お茶代等)	
研修費	600,000	483,040	116,960	旅費・日当	
活動費	執行部	145,400	156,090	207,032	卒業生コサージュ代、卒業記念品代
	学級委員会	445,500	421,743		委員会活動費、学級活動費
	広報委員会	70,000	2,733		委員会活動費
	人権委員会	40,000	2,113		委員会活動費
	環境委員会	15,000	13,383		委員会活動費
	体育委員会	10,000	2,880		委員会活動費
	イベント委員会	0	3,955		委員会活動費
	地区委員会	50,000	45,851		委員会活動費、子供110番お礼
	選考委員会	10,000	7,388		委員会活動費
お話宅急便	20,000	14,994	読み聞かせ活動費		
慶弔費	60,000	35,000	25,000	慶弔金	
負担金	376,400	306,550	69,850	町P、郡P、県P大会、校区青少協負担金等	
広報費	0	0	0	PTAコピー機で印刷したため、支出なし	
事務費	386,000	389,542	-3,542	事務関係費(コピー機リース料、事務用品等)	
委託費	63,000	0	63,000	運動会警備	
環境費	50,000	48,791	1,209	印刷機、他	
交際費	75,000	62,920	12,080	退任・転出の先生へ花束	
備品費	100,000	95,700	4,300	運動会用ポール、コーン	
教育運営費	100,000	15,997	84,003	水田管理・門松作り費用等?	
雑費	46,000	11,092	34,908	横断幕	
予備費	1,167,398	0	1,167,398	今年度は無	
返金		30,000	-30,000	家庭教育学級補助金返金	
合計	3,864,698	2,174,780	1,689,918		

<繰越> 収入計(3,647,710円)-支出計(2,174,780円)=繰越(1,472,930円)

*繰越残に関しては、収入(2023年度PTA会費)が入るまでに、諸支出(各委員会活動費等)があるため、確保しています。

上記のとおり決算しましたので、総会の認定に付します。

2023年3月31日

菊陽中部小PTA会長

上田 千明

2023年3月31日

菊陽中部小PTA会計

坂本 瑠那江

岡本 まどか

監査の結果、上記のとおり相違ありませんでしたので報告します。

2023年4月14日

菊陽中部小PTA監査

2023年4月14日

菊陽中部小PTA監査

田中 美香
望野 郁奈

令和4年度 菊陽中部小学校給食費会計 決算報告書

1. 収入合計 ￥44,408,030

◇ 内訳

・ 前年度繰越金	21,293 円
・ 児童振替納入分	16,091,005 円
・ 児童個別徴収金(振替以外での納入分)	20,231,215 円
・ 職員振替納入分	2,515,500 円
・ 職員等徴収金(振替以外での納入分)	293,675 円
・ 町補助金(就学援助費)	3,976,175 円
・ その他収入(食材費補助金・廃油代)	1,279,167 円
・ 預金利息	0 円

2. 支出合計 ￥44,378,473

◇ 内訳

・ 食材費	43,850,047 円
・ 児童給食費返金	468,926 円
・ 職員給食費返金	59,500 円

3. 差引残高(1-2)

44,408,030 - 44,378,473 = 29,557 円

残金 29,557 円 は、次年度に繰り越します。

上記のとおり報告します。

令和5年3月31日

菊陽中部小学校 主任事務長 山下久美



監査の結果、上記のとおり相違ないことを報告します。

令和5年4月14日

会計監査委員

田中 美香



望野 郁奈



第三号議案(案)

2023年度事業計画について

2022年度事業計画を参考に、本年度の新執行部と新委員長を中心に年間事業計画を作成する。

第四号議案 2023年度運営費会計予算(案)

<収入の部>

科目	2023年度予算(A)	2022年度実績(B)	比較(A-B)	備 考
繰越金	1,472,930	1,617,698	-144,768	2021年度繰越金
会 費	2,600,000	1,975,000	625,000	(P600+T50)×2000円×2期
助成金	30,000	0	30,000	町助成金等
雑収入	20,000	55,012	-35,012	補助金、預金利息等
合計	4,122,930	3,647,710	475,220	

<支出の部>

科目	2023年度予算(A)	2022年度実績(B)	比較(A-B)	備 考	
会議費	30,000	25,018	4,982	会議費(お茶代等)	
研修費	500,000	483,040	16,960	旅費・日当、各種研修会参加費等	
活動費	執行部	133,000	156,090	-23,090	卒業生コースジュ代、卒業生菓子代、昔遊び等
	学級委員会	435,000	421,743	13,257	委員会活動費、学級活動費
	広報委員会	10,000	2,733	7,267	委員会活動費、広報津田製作費
	人権委員会	40,000	2,113	37,887	委員会活動費、講演会開催費
	環境委員会	10,000	13,383	-3,383	委員会活動費
	体育委員会	10,000	2,880	7,120	委員会活動費
	イベント委員会	0	3,955	-3,955	委員会活動費
	地区委員会	200,000	45,851	154,149	委員会活動費、子供110番お礼、安全マップ(2年分)
	選考委員会	10,000	7,388	2,612	委員会活動費
お話宅急便	20,000	14,994	5,006	読み聞かせ活動費	
慶弔費	50,000	35,000	15,000	慶弔金、表彰金	
負担金	450,000	306,550	143,450	町P、郡P、県P、校区青少協負担金等	
広報費	0	0	0	本年度より、広報委員会活動費に含む	
事務費	389,520	389,542	-22	事務関係費(コピー機リース料、事務用品等)	
委託費	50,000	0	50,000	運動会警備	
環境費	50,000	48,791	1,209	園芸資材、肥料、用土等	
交際費	70,000	62,920	7,080	転出の先生へ花束等	
備品費	0	95,700	-95,700	学校必要品購入等	
教育運営費	100,000	15,997	84,003	水田管理費、米作りお礼、門松作り費用等	
雑 費	50,000	11,092	38,908	上記科目に仕分けされない費用等	
予備費	1,515,410	0	1,515,410		
返金	0	30,000	-30,000	R4年度返金分:30,000円清算(家庭教育学級補助金)	
合計	4,122,930	2,174,780	1,948,150		

第五号議案（案） 2023年度監査役員(PTA側)選出について

監査 松田 愛
監査 上野 千佳

※上記2名を今年度のPTA側の監査役員として選出いたします。

菊陽中部小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、菊陽中部小学校PTAと称し、事務局を菊陽中部小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、保護者と教師が協力し合い、相互の研修と親睦を深め、家庭及び地域社会の連携を密にし、児童の幸福と教育を守り、健全な成長を図ることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のため活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為をしない。
- (3) 本会、または本会の会員の名で公私の選挙に関与しない。

第4章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、事業を行う。

- (1) 児童の健全教育を図るため、会員相互の研修に努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡により、児童の生活指導に努める。
- (3) 児童のため、家庭・学校・地域社会の教育環境の整備充実に努める。
- (4) 学校行事の効果的実施に協力する。
- (5) その他、本会の目的を達成するために、必要な諸事業を行う。

第5章 会員及び会員の権利事務

第5条 本会の会員は、菊陽中部小学校に在籍する児童の保護者及び本校の教職員をもって組織する。

- (1) 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- (2) 会員は、会費を納めるものとする。

第6章 役員等

第6条 本会に次の役員・委員を置く。

(1) 役員

会長	1名
母親部長	1～2名
副会長	2～6名
書記	2名
会計	2名
委員長	7名以上
顧問	若干名（必要に応じておくことができる）

※なお、地域の情勢などが大きく変化するなどの事情がある場合は、上記の限りではない。

(2) 委員

地区委員
選考委員
学級委員
人権・研修委員
環境委員
広報委員
体育委員

(3) 監査

第7条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 会長は、立候補とする。また、会員からの推薦も可とする。この場合、会長が推薦された候補者へ交渉を行う。ただし、立候補がない場合は、選考委員が選考し、役員候補者を12～14名推薦する。総会の承認によって決定する。
- (2) 立候補者が複数の場合は、総会時に会員の投票によって決定する。
- (3) 書記、会計は会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、総会による承認されたものを会長が委嘱する。
- (5) 以下の委員を、地区より選出する。

地区委員 若干名
選考委員 若干名

何れも、地区の状況に応じて兼務することができる。

(6) 以下の委員を学級より選出する。

学級委員	2名
環境委員	1～3名
人権・研修委員	1～2名
広報委員	1～2名
体育委員	1～3名

なお、何れも状況に応じて増減することがある。

(7) 監査は、選考委員から互選し、総会の承認を受ける。

(8) 過去に本校の執行部役員・会計・各委員長に選任された会員は、次年度より5年間、選出の対象外とする。(ただし、本人の意思により、再任を妨げないものとする。)

※なお、選出対象外期間については、地域の情勢などが大きく変化するなどの事情がある場合は、上記の限りではない。

第8条 本会の役員 及び 監査の任務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表して会務を統括するとともに、各種の会議を招集する。

(2) 母親部長は、菊池郡市や菊陽町 P T A などの研修会や会議への出席、執行部の事務局的な役割を担う。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。また、各委員会の委員長とも協力して、委員会活動を円滑に進める役割を担う。P T A の運営上必要な事務を行う。また総務運営委員会の議事進行など、運営上必要な事務を行う。

(4) 書記は、各種会議の記録、文書管理を行う。

(5) 会計は、本会の経理に関する帳簿を保管し、収支を明確にし、前期・後期に監査を受け、年次総会において会計報告をする。監査を受けた帳簿は10年間保管する。

(6) 委員長は、当該委員会の目的達成のため、委員会を組織し、副委員長を設置してもよい。また、必要に応じて委員会を招集し、議決事項を会長に報告する。

(7) 監査は、会計事務について、前期・後期の2回、監査し、その結果を総会にて報告する。

(8) 顧問は、必要に応じて会の運営について、会長の諮問に応じる。また、役員に対し、必要な助言や諮問等を行う権利を有する。

第7章 会議

第9条 本会の会議は、総会、役員会、委員会とする。

第10条 総会は、本会の意思を決定する最高の機関で、会員総数の過半数をもって成立（委任状含む）し、その決議は委任状を含めた出席者の過半数で決する。ただし、社会情勢などの都合上、集会にて総会を行えない場合、紙面やWEB上など然るべき方法にて総会を開催することもできる。その場合、会員へメールやホームページ掲載など然るべき方法で周知し、意見申立期間内に反対意見が過半数を超えない場合その決議を決することとする

第 1 1 条 総会は、年次総会 及び 臨時総会とする。
年次総会は、年 1 回、前期始めに開く。
臨時総会は、会長が必要と認めるとき、役員会の決議を得て開く。

第 1 2 条 総会は、次の事項を定める。
(1) 年間事業計画の審議と承認
(2) 事業報告の承認
(3) 予算・決算の承認
(4) 各委員長を除く役員・監査の承認
(5) その他重要事項の審議

第 1 3 条 すべての会議は、出席者（委任状含む）の過半数の賛成で決する。

第 8 章 委員会

第 1 4 条 本会は、その目的を達成し、事業計画を遂行するため、次の委員会をおく。

- (1) 総務運営委員会
総務運営委員会は、事業計画の企画運営全般 及び 啓発教育の推進にあたる。
- (2) 地区委員会
地区委員会は、各地区委員をもって構成し、児童の健全育成のため、社会生活 及び 地区の行事等における連絡調整を行う。また、各地区児童の給食費の納入に関し、納入が滞っている家庭に対して、必要に応じて、催促などを行うことができる。
- (3) 選考委員会
選考委員会は、次年度の P T A 役員候補者の選出を行う。内規は別途定める。
- (4) 学級委員会
学級委員会は、学校教育に関する理解を深めるとともに、各学年・学級の連絡に協力する。また、会員相互の親睦と健康増進に努める。
- (5) 環境委員会
環境委員会は、学校内の環境保全に関する企画運営 及び 参加に努める。
- (6) 人権・研修委員会
人権委員会は、子ども達の人権を中心においた学校教育の創造のため、会員相互の研修を企画運営し、会員の意識向上を図る。また、中部小学校 P T A・菊池郡市・菊陽町などが主催する研修会への参加やイベントなどの駐車場整理や支援など（例えば、授業参観の駐車場整理や廃品回収の手伝いなど）の人員の割り振りや出欠確認、とりまとめなどを行い、会員研修の企画・運営なども執行部と連携して行う。
- (7) 広報委員会
広報委員会は、P T A 各種行事の広報 及び P T A 便りの編集・発行を行う。
- (8) 体育委員会
体育委員会は、運動会 及び 体育関係行事を主体的に運営し、執行部の支援を行う。

第9章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費その他の収入によって支弁する。
- 第16条 本会の会費は、総会によって金額を決定し、月額により納入する。
- 第17条 本会で備品等を購入する際には、執行部にて都度、審議・決定する。尚、原則、2社（2箇所）以上の見積もりを取得し、購入の際には、購入先の請求書・納品書・領収書、または、レシートを添付する。
- 第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 災害補償

- 第19条 災害補償は、次の通りとする。
- (1) 会員については、熊本県PTA安全互助会制度に、本人の意思により加入するものとする。
 - (2) 会員の児童については、熊本県PTA災害見舞金制度に会員の意思により加入するものとする。
 - (3) 事業の実施 及び 行事等の参加については、事前に会長の承認を得ておくものとする。
 - (4) 会員について、学校活動中やPTA活動中の事故により、被害を受けた場合の補償は、被害内容や状況などを勘案し、支給の有無・金額等を執行部にて、都度、審議・決定する。

第11章 雑則

- 第20条 本会の細則は、別に定め、必要に応じ、役員会の承認を得て改定できる。
※ただし、会員に対し、著しく不利益となる改定はできない。

附 則

- (1) 本会の旅費、交際費 及び 慶弔規程は、別途、細則に定める。
- (2) 役員会は、本会の会則に基づき、旅費・交際費等の内規を別途定めることができる。
- (3) 選考委員会は、本会の会則に基づき、内規を別途定める。ただし、地域の情勢等を鑑み、役員会より内規を改定できるものとする。
- (4) この会則は、平成14年5月1日より施行する。
- (5) この会則は、令和2年4月1日より改定し、適用する。ただし、役員選考などの細則に関しては、令和元年9月20日よりこの会則を適用する。
- (6) 令和3年4月1日より一部改定
- (7) この会則は、令和5年4月1日より改定し、適用する。ただし、役員選考などの細則に関しては、令和4年11月1日よりこの会則を適用する。

細 則

旅費規程

- (1) 各研修会に参加した場合、旅費を別途定める内規により支給する。
- (2) 各研修会への参加やP T A関連活動により発生した費用については、実態を把握し、役員会が承認したものについて、実費を支給する。

慶弔規程

- (1) 本会員で結婚された場合の祝儀は、10,000円とする。
- (2) 本校児童と職員会員の1ヶ月以上に及び病気やケガによる入院の場合の見舞いは、5,000円とする。
- (3) 本校児童死亡の場合の香典は、10,000円とする。
- (4) 本校児童死亡の場合、P T Aより10,000円相当の花輪を贈る。
- (5) 会員死亡の場合の香典は、5,000円とする（職員会員の配偶者を含む）。

表彰規程

- (1) 本会の活動に功績顕著な者並びに特に協力援助した者に対し、感謝状を送る。
- (2) 被表彰者は、個人または団体とする。
- (3) 表彰は、原則として総会においてこれを行う。なお、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- (4) 表彰は、P T A会長、副会長、母親部長、書記、会計 及び 各委員長を継続して2年以上務めた者に贈ることができる。
- (5) 特にP T Aに功績顕著な者については、特別に表彰することができる。
- (6) 尚、(1)～(5)の表彰とは感謝状を授与するものである。
- (7) 本校児童が教育活動 及び スポーツ活動などで、地方大会を経て、九州大会や全国大会に出場した場合のお祝い金は、1回につき、1人あたり5,000円とする。

選考に関する規程

- (1) 選考委員会は、P T A会則 第8章 第14条 第3項に基づき設置する。
- (2) 選考委員は、次年度の役員（20～24名）になることはできない。
- (3) 選考委員会規程については、別途定める。
- (4) 役員選出に関して、世帯数の大幅な増減など、地域の情勢や役員の負荷が過重になるなどの考慮すべき事象がある場合は、必要に応じて執行部にて状況を把握・審議し、その結果、役員選出免除に関して、本規約 及び 各地区での規約にかかわらず、全会員を選考対象とすることができる。

旅費内規

この規定は、菊陽中部小学校PTA会則 細則 旅費規程 第1項 及び 第2項の規定に基づき旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

(旅費の種別)

第1条 旅費は次の通りとする。

- (1) 県外旅費
- (2) 県内旅費

(県外旅費)

第2条 県外旅費は、交通費 及び 宿泊費として、次の区分により支給する。

- (1) 交通費：菊陽中部小学校を出発地として目的地までの全路程を通算し、1 km当たり37円を支給する。この場合における距離の計算方法は、インターネット地図ソフトにより、距離検索 及び その他の機能を利用して行う。なお、公共交通機関での移動に関しては、実費を支給する。但し、新幹線等のグリーン車料金や飛行機のプレミアム席などの上位グレードの席に対する料金は自己負担とするが、特別な事情にて、やむを得ず利用する場合は執行部にて都度審議し、決定するものとする。
- (2) 宿泊費：実費を支給する。但し、宿泊地域と時期などを考慮し、著しく高額と思われるものについては、役員会にて審議し、上限額の決定を都度行う。

(県内旅費)

第3条 県内旅費は、交通費 及び 日当として、次の区分により支給する。

- (1) 交通費
 - 1) 片道10 kmを超え50 kmまでは、一律1,000円を日当とは別に支給する。
 - 2) 片道50 kmを超える場合は、県外旅費交通費に準ずる。
 - 3) 公共交通機関での移動に関しては、実費を支給する。但し、新幹線等のグリーン車料金や飛行機のプレミアム席などの上位グレードの席に対する料金は自己負担とするが、特別な事情にて、やむを得ず利用する場合は執行部にて都度審議し、決定するものとする。
- (2) 日当：1日当たり別に定める日当内規に従い定額を支給する。
なお、前項に定めるもののほか、宿泊を必要とする場合は、県外旅費に準ずる。

(町内旅費)

第4条 町内の旅費には、交通費は支給せず、日当のみ支給する。

(交際費)

第5条 県内外を問わず、各研修会への参加やPTA関連活動により、参加費や懇親会費等が必要となった場合は、実費を支給する。なお、参加内容等を考慮し、著しく高額と思われるものについては、役員会にて審議し、上限額の決定を都度行う。

<令和5年度 PTA 執行部役員紹介>

会 長	上田 千明
母親部長	横山 京子
副会長	坂本 瑠那江
副会長	白澤 仁志
副会長	高田 健祐
副会長	長谷 達治
副会長	長津 賢志
副会長	山口 崇
書 記	杉 尚子
書 記	松岡 優
会 計	甲斐 ゆり
会 計	山下 剛

(同職は五十音順)